

I 学校教育の重点

1 幼稚園教育

- ・ 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう教育課程を編成し、調和のとれた指導計画の作成及び計画的な環境の構成と援助の工夫に努める。
- ・ 幼児教育の充実を図るため、幼稚園生活全体において、遊びを通しての総合的な指導に努める。
- ・ 幼児一人一人の特性に応じ、幼児の発達の課題に即した指導方法の改善に努める。
- ・ 自然体験・社会体験などの直接的・具体的生活体験を重視し、自ら健康で安全な生活をつくり出す力、自立心や人と関わる力、言葉に対する感覚や言葉で表現する力等の育成に努める。
- ・ 家庭や地域社会と連携を図り、地域に開かれた幼稚園づくりを推進するとともに、教育活動その他の学校運営の状況についての情報公開に努める。

2 小学校教育

➤ 国語科

- ・ 言語の教育としての立場を重視し、国語を適切に表現し正確に理解する能力を育て、伝え合う力を高めるため、指導目標や指導内容の重点化を図った指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てるため、指導に当たっては、各領域の特質を理解し、適切に指導を行うとともに、それぞれの能力が偏りなく育成されるように配慮する。特に、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の指導に当たっては、配当する授業時数に配慮し、意図的、計画的に指導する機会を設ける。
- ・ 国語の基礎となる伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項の内容を十分に身に付けさせるため、各領域の学習を通して適切に指導したり、繰り返して指導する必要があるものについては、特に取り上げて指導したりするなど、系統的・継続的な指導に努める。
- ・ 本に親しんだり調べたりする活動を指導過程に位置付け、学校図書館を計画的に利用し、学校図書館の学習・情報センター、読書センターとしての機能の活用を図る。
- ・ 単元の評価規準と目指す児童の姿を明確にし、学習過程における一人一人の児童の学習状況を的確に把握し、個に応じた指導を充実させる。
- ・ 情報収集や情報発信の手段としてICTを効果的に活用する機会を設けるよう努める。

➤ 社会科

- ・ 公民としての資質・能力の基礎を養うため、目標の明確化、指導の重点化を図り、単元構成や授業設計に工夫・改善を加えるとともに、地域・学校の実態に即した指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。

第2章 学校教育

- ・ 自ら学ぶ力を高めるため、学習問題を把握し主体的に解決していけるように、発達段階に即した多様な指導方法の工夫と改善を図る。
- ・ 児童が社会的事象に関心をもって関わり、それらの意味や働きを多面的に考察し、公正に判断する能力を育てていくために、地域の社会的事象を教材化したり、既存の教材を再構成したりして、指導を効果的に進めるよう努める。
- ・ 社会的事象を具体的に観察・調査させたり、地図や地球儀、年表、各種の資料を効果的に活用させたりして、社会的な見方・考え方を育てる場の構成に努める。
- ・ 指導と評価の一体化を図るため、児童の学習状況を的確に把握し、一人一人のよさを生かす評価の方法を工夫するよう努める。
- ・ 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどのICTを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うよう努める。

➤ 算数科

- ・ 算数科の目標や単元の本質に迫る授業の実現を図るため、個々の単元について指導のねらいや内容を明確にとらえ、他の単元の指導との関連を考慮した指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、言葉、数、式、図、表、グラフを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れる。
- ・ 数量や図形についての知識・技能の確実な定着や、数学的な思考力・表現力の育成を図るため、算数としての系統性を重視しつつ、学年間で指導内容の一部を重複させる。それによって、指導内容をなだらかに発展させたり、学び直しの機会を設けたりするなど、発達や学年の段階に応じた反復（スパイラル）による学習指導を進められるようにする。
- ・ 数量や図形についての基礎的な能力の習熟や維持を図るため、児童が積極的に取り組むことのできる練習方法を工夫し、計画的に指導するよう努める。
- ・ 個に応じた指導の充実を図るため、学習過程における一人一人の児童の学習状況を的確に把握し、指導方法の改善・充実に努める。
- ・ 数量や図形についての感覚を豊かにしたり、表やグラフを用いて表現する力を高めたりするため、必要な場面において、デジタル教科書などのICTを適切に活用するよう努める。

➤ 理科

- ・ 自然についての認識を形成し、自然を科学的に追究する能力及び態度を育成するとともに、自然を愛する豊かな心情を培うため、指導内容の重点化と教材の精選を図った指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 自然事象の性質や規則性について、科学的な見方や考え方を自ら構築するとともに、その有用性を実感することができるようにするため、実社会・実生活との関連を一層重視し、ものづくりや自然環境に関連付けた教材の開発や指導法の改善に努める。
- ・ 問題解決の能力や科学的に追究する態度を育成するため、児童一人一人が見通しをもって観察、実験などを行う主体的な問題解決の活動とその過程を重視した指導に努める。

第2章 学校教育

- ・ 理科に関する施設や設備等の効果的な活用を図るとともに、観察、実験における事故防止等の安全指導及び薬品や実験器具等の安全管理に努める。
- ・ 指導と評価の一体化を図るため、児童の学習状況を的確に把握し、一人一人のよさを生かす評価の方法を工夫するよう努める。
- ・ 観察、実験、栽培、飼育及びものづくりの指導については、指導内容に応じてICTなどを適切に活用するよう努める。

➤ 生活科

- ・ 生活科の趣旨について全校で共通理解を深めるとともに、教育実践に評価を加えながら、それぞれの学校の地域環境に即し、2年間を見通した特色ある指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 具体的な活動や体験を通して、児童の中にどのような資質や能力が育つかを吟味して指導を展開するとともに、生活科の指導過程の在り方や授業における教師の支援の在り方について研究を進める。
- ・ 一人一人の児童を観察や作品、自己評価など、多様な方法で継続的に見取り、児童にとって必然性があり発展と深まりが見られるような学習活動の充実を図る。
- ・ 校外学習の際には事前調査を十分に行い、学習に先立って安全についての適切な指示を与えるとともに、絶えず全児童に目を配りながら、児童自身が安全に気を付けて行動することができるよう指導に努める。
- ・ 児童を取り巻く地域の環境を、児童の思いや願いを育て、意欲や主体性を引き出すことができるかという観点から調査し、よりよい環境づくりに努めるとともに、それらが有効に生かされるよう指導計画に位置付ける。
- ・ 観察や見学、活動の学習記録を残すため、児童がデジタルカメラで撮影するなど、ICTを活用する機会を設けるよう努める。

➤ 音楽科

- ・ 音楽を愛好する心情と音楽に対する豊かな感性を育てるとともに、音楽活動に必要な基礎的な能力を培い、豊かな情操を養うため、学校や児童の実態に応じてねらいを明確にした指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 児童が楽しく音楽に関わり、音楽経験を生かして、生活を明るく潤いのあるものにすることを重視した学習活動の充実を図る。
- ・ 表現活動及び鑑賞活動の関連を図りつつ、各学校が創意工夫を生かして、児童の思いや願いを実現するような学習活動を行うことができるよう、改善に努める。
- ・ 我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を深めるための題材計画の作成、表現活動及び鑑賞活動の指導法の改善に努める。
- ・ 児童が歌詞に合ったイメージを膨らませたり、楽曲の構造を理解したりすることができるよう、ICTの効果的な活用に努める。

➤ 図画工作科

- ・ 創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の造形の働きに関心をもち、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むことを重視し、各学校の児童の実態に応じた指導計画及び評価計画を作成して指導の充実を図る。
- ・ 指導計画及び評価計画において、児童に育成する資質や能力を明確にした題材を設定するとともに、児童一人一人の資質や能力が高まるよう、個に応じたきめ細かな指導に努める。
- ・ 創造性を育む造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かに関わる態度を育み、生活を美しく豊かにする造形の働きを実感させるような指導に努める。
- ・ よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かにするため、自分の思いを語り合うなど、鑑賞の指導の充実を図る。
- ・ コンピュータやカメラなどのICTを利用することについては、表現や鑑賞の活動において用いる表現方法の一つとして扱うとともに、必要性を十分検討し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 家庭科

- ・ 家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てるため、指導内容・題材の構成、指導の順序及び重点の置き方を工夫し、地域や学校、児童の実態に応じた指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 衣食住や家族の生活などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、自分の成長を自覚するとともに、家庭生活への関心を高め、その大切さに気付くための指導の充実を努める。
- ・ 日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、身近な生活に活用できるようにするとともに、家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てるための指導の充実を努める。
- ・ 家庭科における学習効果を高めるため、教材・教具等の研究と作成に努め、併せて施設・設備等の活用を図るとともに、事故の防止や安全・衛生に努める。
- ・ 調査・研究、実習、観察・実験などにおいて、ICTを適切に活用し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 体育科

- ・ 地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮し、小学校6年間を見通して、運動の実践が円滑に行われるなど調和のとれた指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てることを重視し、児童の発達の特性を考慮した運動に仲間と豊かに関わりながら取り組むことができるよう指導法の改善に努める。
- ・ 心と体を一体としてとらえ、体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって、自ら進んで体力を高めることができるようにするとともに、自分やチームの力に合った運動の課題をもち、その課題の解決を目指して活動を考えたり工夫したりすることができるよう学習活動の充実を図る。
- ・ 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成するため、健康の大切さを認識し、健康なライフスタイルを確立する観点に立って、指導内容の改善を図る。
- ・ 模範演技など運動の参考となる資料や、身体の発育や心の発達・安全指導に関する情報を収集す

第2章 学校教育

る等、コンピュータやネットワークなどのICTを適切に活用できる場を設け、指導の効果を高めるよう工夫することに努める。

➤ 言語・数理運用科

- ・ 日常生活に見られる様々な事象について、テキストから目的に応じて必要な情報を取り出し、各教科等で身に付けた知識や経験と関係付けて思考・判断し、自らの考えを適切に表現する力を育てるため、本市の示した指導計画及び評価計画に基づき、学校や児童の実態に応じて学習計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 情報を読み取る際には、児童の発達段階に応じ、目的や意図を明確に把握させた上で、限られた時間に一定量の情報を読み取ったり処理したりする力を育むようにする。
- ・ 思考・判断する際には、十分な時間を確保するとともに、個人、ペア、グループなど様々な学習形態を工夫し、思考を深めるようにする。
- ・ 目的意識をもって表現できるように、誰に対して、どのような形で発信するのかなど、表現の場を工夫するとともに、文・文章、数式・図表・グラフなど多様な表現方法を取り入れるようにする。
- ・ 児童一人一人の学習状況を的確に把握し、適切な助言・評価を行うとともに、学習指導の改善の見直しと個に応じた指導の充実を図る。
- ・ 学習過程のそれぞれの場面で、必要に応じてICTを活用し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 英語科

- ・ 英語による活動を通して、言語や文化に対する興味・関心を高め、英語を聞いたり話したりする力の基礎を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるため、本市の示した指導計画及び評価計画に基づき、学校や児童の実態に応じて学習計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 15分授業においては、英単語の音声や身近な英単語に親しんだり、英単語の仕組みに気付いたりすることができるよう、多くの英単語に繰り返し触れる学習活動を工夫するよう努める。
- ・ 45分授業においては、英単語の音声や意味に慣れ親しむことができるよう、15分授業で学習した英単語を用いて情報や自分の考えなどを伝え合う学習活動を計画し、児童が日頃から親しんでいる場面や話題を取り上げるように工夫する。
- ・ 言語や文化への気付きを促し、言語や文化に対する興味・関心を高めるようにする。

➤ 特別の教科 道徳

- ・ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を進めるとともに、児童や学校の実態に即した指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見つめたりすることができるよう工夫し、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 児童が、多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育てることができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。

第2章 学校教育

- ・ 児童の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ・ 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める。
- ・ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

➤ 特別活動

- ・ 学校の教育目標との関連において、特別活動の重点目標を設定するとともに、各内容の特質を生かし、一貫性を重視した系統性のある指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 学級活動の指導に当たっては、児童の自主的、実践的な活動が助長されるようにするとともに、学級、学校や児童の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図る。
- ・ 児童会活動及びクラブ活動の指導に当たっては、異年齢集団による自発的、自治的な活動が展開されるよう適切な授業時数を充てる。
- ・ 学校行事の指導に当たっては、他の教育活動との関連を図り、調和のとれた計画を立てるとともに、体験的な活動を効果的に展開する。

➤ 総合的な学習の時間

- ・ 総合的な学習の時間の趣旨やねらいに基づき、地域や学校、児童の実態に応じた特色ある取組が進められるよう、各教科等との関連を図りながら指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 児童一人一人の興味・関心や多様な学習に応えられるよう、学習形態や指導体制の工夫、地域の人材や学習機関等の活用、学校内外の学習環境の整備に努める。
- ・ 問題解決的な活動が発展的に繰り返される探究的な学習活動となることや、他者と協働して課題を解決する協働的な学習活動となるよう工夫する。
- ・ 各学校の指導の目標や内容に基づいて評価の観点を定め、児童一人一人のよさを生かし、指導に生きる評価の在り方や方法を工夫する。
- ・ 国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動を工夫する。
- ・ 情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動を工夫する。

3 中学校教育

➤ 国語科

- ・ 言語の教育としての立場を重視し、国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるため、指導目標や指導内容の重点化を図った指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育て

るため、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域の特性を生かしつつ、それぞれを関連付けた指導の充実に努める。とりわけ、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の指導に当たっては、配当する授業時数に配慮し、意図的、計画的に指導する機会を設けるとともに、生徒の実態に応じた様々な言語活動の工夫を行う。

- ・ 国語の基礎となる「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の内容を十分に身に付けさせるため、三領域の指導を通して適切に指導する。知識をまとめて指導したり、繰り返して指導したりすることが必要なものについては、特にそれだけを取り上げて学習させることにも配慮し、系統的・継続的な指導に努める。
- ・ 「書写」に関する指導については、文字を正しく整えて速く書くことができるようにするため、配当する授業時数に応じて、意図的、計画的に指導する機会を設けるとともに、毛筆を使用した書写の指導を各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう配慮する。
- ・ 本に親しんだり調べたりする活動を指導過程に位置付け、学校図書館を計画的に利用し、学校図書館の学習・情報センター、読書センターとしての機能の活用を図る。
- ・ 情報収集や情報発信の手段としてICTを活用する機会を設け、指導の効果を高めるよう努める。

➤ 社会科

- ・ 国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うため、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開する社会科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 基礎的・基本的な知識、概念や技能を習得し、社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して、社会的な見方や考え方を養うことを一層重視した改善を図る。
- ・ 様々な資料を適切に収集、活用して事象を多面的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる学習の充実に努める。
- ・ 指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに、作業的・体験的な学習の充実を図る。また、資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどICTの効果的な活用を図る。

➤ 数学科

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図り、それらを活用する能力を育成するため、学習内容の系統性を生かし、適切な指導計画及び評価計画を作成し、指導と評価の充実を図る。
- ・ 数学的活動を充実に、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則を十分理解させ、数学的な表現や処理の仕方についての能力を伸ばすため、指導内容の構造化を図る。
- ・ 教材のもつねらいを的確に把握し、教材の構成や分量、範囲・配置などについて一層の精選を図るとともに、指導についての適切な評価を行い、生徒の実態に即した指導方法の工夫改善に努める。
- ・ 学習効果を高めるため、教材・教具の工夫とその提示の仕方、発問や板書の工夫、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTの効果的な活用を図るとともに、わかる授業の創造を目指した実践研究を行い、充実した授業の展開に努める。

➤ 理科

- ・ 科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象について理解を深め、科学的な見方や考え方を養うため、3年間を見通した効果的な指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 観察・実験を一層重視し、問題を見だし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動の充実を図る。
- ・ 学習過程の構成に当たっては、発問、学習形態、教材提示、板書等について教科内での共同研究を進め、生徒が目的意識をもって主体的に探究する学習活動に取り組むことができるよう指導方法を工夫するとともに指導方法についての適切な評価を行う。
- ・ 理科の施設・設備・備品等の効果的な活用と毒物・劇物等の安全管理を図るとともに、予備実験を行って安全について確認するなど、観察、実験における事故防止に努める。
- ・ 観察、実験の過程での情報検索、実験、データの処理、実験の計測などにおいて、ICTを積極的に活用するよう努める。

➤ 音楽科

- ・ 音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養うため、学校や生徒の実態に応じてねらいを明確にした指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生徒が楽しく音楽に関わり、音楽活動の喜びを得るとともに、生活を明るく豊かなものにするような学習活動の充実を図る。
- ・ 表現活動及び鑑賞活動の関連・充実を図りつつ、各学校が創意工夫を生かして、生徒の思いや意図を実現するような学習活動をより活発に行うことができるよう、主体的な学習を展開し、多様な学習形態による指導過程の改善に努める。
- ・ 我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を深めるための題材計画の作成、表現活動及び鑑賞活動の指導法の改善に努める。
- ・ 指導の全般にわたって、ねらいに応じたソフトウェアや情報通信ネットワークなどICTの活用を図り、学習を効率よく進めたり、生徒の学習意欲を高めたりするなど、充実した授業の展開に努める。

➤ 美術科

- ・ 創造することの楽しさを感じるとともに、思考・判断し、表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること、生活の中の美術の働き・美術文化に関心をもち、生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むことを重視し、各学校の生徒の実態に応じた指導計画及び評価計画を作成して指導の充実を図る。
- ・ 指導計画及び評価計画において、生徒に育成する資質や能力を明確にした題材を設定するとともに、生徒一人一人の資質や能力が高まるよう、個に応じたきめ細かな指導に努める。
- ・ 創造性を育む造形体験の充実を図りながら、形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かに関わる態度を育み、生活を美しく豊かにする美術の働きを実感させるような指導に努める。

第2章 学校教育

- ・ よさや美しさを鑑賞する喜びを味わうようにするとともに、感じ取る力や思考する力を一層豊かにするため、自分の価値意識をもって批評し合うなど、鑑賞の指導の充実を図る。
- ・ 美術文化の継承と創造への関心を高めるため、作品などのよさや美しさを主体的に味わう活動や、我が国の美術や文化に関する指導の充実努める。
- ・ コンピュータやカメラなどのICTを利用することについては、表現や鑑賞の活動において用いる表現方法の一つとして扱うとともに、必要性を十分検討し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 保健体育科

- ・ 積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるため、学校の実態等に応じて運動を弾力的に取り上げた指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 運動の実践を通して、自己の能力に応じた課題を解決することにより運動の楽しさや喜びを味わうとともに、技能を高めることができるよう指導の充実努める。
- ・ 運動の楽しさを体得させるため、生徒一人一人の課題を明確化することにより、学習意欲を高め、一人一人の能力に応じた指導法の改善・充実努める。
- ・ 健康・安全についての実践力を育てるため、教材・教具の特性を理解し、その効果的な活用と安全管理の徹底及び保健学習の充実努める。
- ・ 運動に関する領域や体育理論、保健分野の指導に当たって、学校の実態や生徒の学習の状況によっては、必要に応じて、ICTや情報通信ネットワークなどを情報モラル等にも配慮した上で、適切に活用し、学習の効果を高めるよう努める。

➤ 技術・家庭科

- ・ 生活と技術との関わりについて理解を深め、自ら進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるため、地域や学校、生徒の実態に応じた指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 実践的・体験的な学習活動を通して、問題解決能力の育成を図るとともに、勤労観や職業観を育み、協力して生活することの重要性や家庭観などについての健全な考え方を醸成するため、指導の工夫に努める。
- ・ 工夫・創造の能力を高めるための教具の開発と自作資料の作成に努め、生徒の学習意欲の喚起と学習効率の向上を図る。
- ・ 施設・設備の安全管理に努めるとともに、細かい配慮のもとに安全な作業が行われるよう、指導の徹底を図る。
- ・ 調査・研究、実習、観察・実験などにおいては、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを積極的に活用し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 外国語（英語）科

- ・ 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うため、生徒の実態等に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、3年間を見通した効果的な指導計画及び評価計画を作成し、指

導の充実を図る。

- ・ 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成する観点から、言語の実際の使用場面を考慮した言語活動や、基礎的・基本的な知識・技能の定着が一層図られる指導の充実を図る。
- ・ 生徒の学習状況を適切に把握するための評価を実施し、学習形態や指導方法の工夫改善を行うなど、生徒の実態に応じた指導の充実を図る。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT等の活用により、学習意欲を喚起し、言語や文化への関心を深め、主体的に世界と関わっていこうとする態度が育成されるよう努める。

➤ 言語・数理運用科

- ・ 日常生活に見られる様々な事象について、テキストから目的に応じて必要な情報を取り出し、各教科等で身に付けた知識や経験と関係付けて思考・判断し、自らの考えを適切に表現する力を育てるため、本市の示した指導計画及び評価計画に基づき、学校や生徒の実態に応じて学習計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 情報を読み取る際には、生徒の発達段階に応じ、目的や意図を明確に把握させた上で、限られた時間に一定量の情報を読み取ったり処理したりする力を育むようにする。
- ・ 思考・判断する際には、十分な時間を確保するとともに、個人、ペア、グループなど様々な学習形態を工夫し、思考を深めるようにする。
- ・ 目的意識をもって表現できるように、誰に対して、どのような形で発信するのかなど、表現の場を工夫するとともに、文・文章、数式・図表・グラフなど多様な表現方法を取り入れるようにする。
- ・ 生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、適切な助言・評価を行うとともに、学習指導の改善の見直しと個に応じた指導の充実を図る。
- ・ 学習過程のそれぞれの場面で、必要に応じてICTを活用し、指導の効果を高めるように努める。

➤ 特別の教科 道徳

- ・ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を進めるとともに、生徒や学校の実態に即した指導計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫し、生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 生徒が、多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。
- ・ 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど指導方法を工夫する。
- ・ 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努める。
- ・ 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、校長の方針のもと道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図る。

▶ 特別活動

- ・ 学校の教育目標との関連において特別活動の全体構想を明確にし、各教科・道徳、総合的な学習の時間などとの関連を図るとともに、生徒指導の機能やガイダンスの機能を充実させながら、学校として調和のある指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 学級活動においては、学校や生徒の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図り、個々の生徒についての理解を深め、信頼関係を基礎に指導を行うとともに、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的・実践的な活動が助長されるように努める。
- ・ 生徒会活動においては、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、実践的な活動が展開されるように努める。
- ・ 学校行事においては、学校や地域及び生徒の実態に応じて、行事及びその内容を精選して実施するとともに、体験活動を通して、気付いたことを振り返るなどの活動の充実を図る。

▶ 総合的な学習の時間

- ・ 総合的な学習の時間の趣旨やねらいに基づき、地域や学校、生徒の実態に応じた特色ある取組を進められるよう、各教科等との関連を図りながら指導計画及び評価計画を作成し、指導の充実を図る。
- ・ 生徒一人一人の興味・関心や多様な学習に応えられるよう、学習形態や指導体制の工夫、地域の人材や学習機関等の活用、学校内外の学習環境の整備に努める。
- ・ 各学校の指導の目標や内容に基づいて評価の観点を定め、生徒一人一人のよさを生かし、指導に生きる評価の在り方や方法を工夫する。
- ・ 全教職員の共通理解のもとで、創意工夫した学習活動が展開できるよう、校内研修の充実を図るとともに、校内体制を工夫する。
- ・ コンピュータ等の情報機器やネットワークなどのICTを活用するなど、問題解決や探究活動の過程で行われる調査活動を効果的に行い、学習の充実を図る。

4 高等学校教育

本市が設置する高等学校は8校あり、普通科の高等学校4校（全て全日制課程）、商業科の高等学校2校（全日制課程1校、定時制課程1校）、工業科の高等学校1校（全日制課程及び定時制課程併置）、総合学科の高等学校1校（定時制課程及び通信制課程併置）である。

各高等学校において特色ある取組をしており、さらに「魅力ある高校づくり」を推進するため、平成28年11月に策定した「広島市ハイスクールビジョン」及び平成29年1月に策定した「ハイスクールビジョン推進プログラム」に基づき、市立高等学校共通の取組の推進やその魅力の発信、各校専門コース等の充実を図ることとしている。

▶ 基町高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創 立：昭和17年

課 程：全日制課程

第2章 学校教育

設置学科：普通科・普通コース
普通科・創造表現コース

生徒数(平成31年度)：1,089人

<特色>

学術や芸術文化の習得と探究を通じて、自己の能力と人格を主体的に磨き、優れた知性と品格、生涯にわたって学び続ける力を身に付けることにより、多様化が進む時代の中で、人類の幸福に貢献する崇高な志と未来を切り拓く豊かな創造力を持った有為な人物を育成することを教育目標に掲げている普通科の高等学校である。平成11年に創造表現コースを設置し、芸術の専門性を高めるために、様々な作品展や展覧会を開催するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 舟入高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創立：昭和24年

課程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース

普通科・国際コミュニケーションコース

生徒数(平成31年度)：1,042人

<特色>

豊かな人間性に基づく確かな学力を育むことを目指す普通科の高等学校である。広い視野を持ち、主体的に国際社会で活躍できる生徒の育成に取り組んでいる。平成10年に国際コミュニケーションコースを設置し、国際理解教育を推進するため、海外の姉妹校との交流等を推進するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 広島商業高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創立：大正10年

課程：全日制課程

設置学科：商業科・みらい商業科

生徒数(平成31年度)：707人

<特色>

社会情勢を捉え、みらいを展望する商業教育を展開し、地域社会と平和に貢献するとともに、商業のスペシャリストとしてビジネス分野における新たな価値の創造に挑む人材の育成を目指す商業科の高等学校である。みらい商業科に秘書・観光・販売・情報企画・情報処理・金融・経理・進学の8つのコースを設定し、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てるため、模擬株式会社「広島市商ピースデパート」の開催など、特色ある取組を実践している。

➤ 広島工業高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創立：大正13年

課程：全日制課程・定時制課程

設置学科：工業科

全日制6学科：機械科、自動車科、電気科、情報電子科、建築科、環境整備科

第2章 学校教育

定時制1学科：工業技術科（2年次から機械コース、電気コース、建設コース）

生徒数(平成31年度)：全日制課程710人、定時制課程28人（定時制課程は、平成30年4月の広島みらい創生高等学校の開校に伴い、平成30年度から入学者の募集を停止しており、平成31年度は3、4年次生が在籍している。）

<特色>

個人の尊厳を重んじ、豊かな人格の完成を目指すとともに、素養に富んだ工業技術者として平和と文化の創造に寄与する人物の育成を目指す、全日制・定時制併置の工業科の高等学校である。ものづくりのスペシャリストを育成するため、専門分野の資格取得を目指して幅広い知識と応用力を養うなど、特色ある取組を実践している。

▶ 大手町商業高等学校

創立：大正8年

課程：定時制課程

設置学科：商業科・ビジネス創造科

生徒数(平成31年度)：122人（平成30年4月の広島みらい創生高等学校の開校に伴い、平成30年度から入学者の募集を停止しており、平成31年度は3、4年次生が在籍している。）

<特色>

思いやりと豊かな心を持ち、自立して生活できる社会人の育成を目指し、マナーと規律を重視し、少人数授業や習熟度別授業など多様な生徒が安心して学べる定時制教育を推進している商業科の高等学校である。平成25年度から「ビジネス創造科」として昼夜2部制の単位制高等学校に移行した。基礎的な学力の定着を図るため、学び直し授業を実施するなど、特色ある取組を実践している。

▶ 沼田高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創立：昭和60年

課程：全日制課程

設置学科：普通科・普通コース

普通科・体育コース

生徒数(平成31年度)：951人

<特色>

「自ら学び、考え、行動する力」、「豊かな人間性」、「知徳体の鍛錬に精励する生徒」、「たくましく生き、地域社会に貢献する生徒」の育成を目標とする普通科の高等学校である。トップアスリート及びスポーツ関係指導者を育成するため、平成2年に「体育コース」を設置し、平成26年には、体育コースの寄宿舎を建設している。生徒一人一人の学力の伸長を図るため、習熟度別少人数指導の実施や国公立大学の進学を目指す「フロンティアクラス」を設置するなど、特色ある取組を実践している。

➤ 美鈴が丘高等学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創 立：昭和63年

課 程：全日制課程

設置学科：普通科

生徒数(平成31年度)：715人

〈特色〉

「自己の向上に努める生徒」、「思いやりの心を持った豊かな人間性」、「人として『自覚と責任』のある生き方ができる節度ある生徒」の育成を教育目標とする普通科の高等学校である。思考力・判断力・表現力の育成を図るため、実験や体験を重視した実践的授業、課題研究などの探求的学習、海外の高等学校継続的交流など、特色ある取組を実践している。

➤ 広島みらい創生高等学校

創 立：平成29年

課 程：フレキシブル課程 平日登校コース（定時制の課程）

フレキシブル課程 通信教育コース（通信制の課程）

設置学科：キャリアデザイン科（総合学科）

生徒数(平成31年度)：平日登校コース475人 通信教育コース516人（平成30年4月に開校し、平成31年度は1・2年次生が在籍している。）

〈特色〉

従来の定時制・通信制課程の枠組みに捉われず、生徒の多様なニーズに応じて、午前、午後、夜間の幅広い時間帯の授業や通信教育の中から自由に教科・科目を選択できる定時制課程と通信制課程を併置した単位制の高等学校である。少人数指導や習熟度別指導を導入し、個に応じたきめ細かな指導を行うことで、基礎的な学力を身に付けさせたり、ソーシャルスキルトレーニングなどの取組を行うことで、コミュニケーション能力を身に付けさせたりするなど、特色ある取組を実践している。

5 中等教育学校教育

本市では、中等教育の一層の多様化を図るため、平成15年4月に安佐北高等学校内に安佐北中学校を新設し、併設型中学校・高等学校として、生徒一人一人の個性を重視した教育を推進してきた。

こうした教育の成果等を踏まえ、中高一貫教育のより一層の充実を図るため、従前の併設型中学校・高等学校から、一つの学校として、6年間一貫した教育計画に基づく特色ある教育活動を継続的に行うことができる中等教育学校へ移行することとし、平成26年4月に広島中等教育学校を開校した。

広島中等教育学校は、新たな時代を見据えた特色ある学校づくりを積極的に推進するとともに、多様な教育の提供を目指す。

➤ 広島中等教育学校 〈平成31年度広島市立高等学校学力向上推進事業研究指定校〉

創 立：平成26年

課 程：（後期課程）全日制課程

学 科：（後期課程）普通科

生徒数（平成31年度）：699人

〈特色〉

6年間の特色ある一貫教育の中で、高い志を持ち、品格を備えた、グローバル人材の育成を目指す中等教育学校である。多様な考え方を調整し、集団をまとめるリーダーシップ、伝統文化を継承する日本人としての確固たるアイデンティティ、知識基盤社会に生きる知的探究能力、異なる言語を通じて関係を構築するコミュニケーション力を備えた生徒を育成するため、発達段階に応じた探求学習、特色ある英語教育等の特色ある取組を実践している。

6 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の種類や程度に応じて、特別な配慮のもとにきめ細かな教育を行うため、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級における教育、あるいは通級による指導を行うとともに、通常の学級等に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対しても個に応じた適切な指導及び必要な支援を行う。

➤ 特別支援学校における教育

特別支援学校は、障害が比較的重い幼児児童生徒のために、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害種別に応じて、小学校、中学校、高等学校に対応して、小学部、中学部、高等部がある。また、幼稚部を設置している学校もある。

また、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、教員が家庭や施設、病院などを訪問して指導する訪問教育を行っている。

特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うことをねらいとして特別支援学校のそれぞれの専門性に基づき、一人一人の障害の状態等に応じて様々な工夫や配慮のもとに、きめ細かな教育を行っている。

➤ 特別支援学級における教育

特別支援学級は、特別支援学校に比べ障害の程度が軽い、通常の学級における指導では十分な成果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級であり、小・中学校に知的障害、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の学級が設置されている。

これらの学級では、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われているが、児童

第2章 学校教育

生徒の障害の状態や発達段階等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成し、個々に具体的な目標を設定し、個に応じた内容で、きめ細かな配慮のもと指導を行っている。

➤ 通級による指導

通級による指導は、小・中学校の通常の学級、高等学校に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で行うものである。通級による指導の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視などである。

➤ 通常の学級における特別な教育的支援

小・中学校の通常の学級、幼稚園、高等学校及び中等教育学校の中には、発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍していることもある。

これらの幼児児童生徒に対する指導の充実を図るため、園、学校の支援体制の確立に努めている。

7 進路指導

- ・ 学校の教育活動全体を通して、一人一人の生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、中学校・高等学校でそれぞれ3か年を展望した系統的・計画的な指導計画を作成し、適切な指導・援助を行う。
- ・ 生徒自身による進路情報の選択・収集や進路相談などを通じて、進路適性の吟味等についての自己理解を深めさせ、生徒自らが望ましい勤労観、職業観と生きる目標を確立し、主体的に進路の選択・決定や自己実現が図れるよう進路指導の充実に努める。
- ・ 進路指導は、学校教育活動全体を通して推進するものであるが、特に学級指導においては、教員と生徒、生徒相互の温かい人間関係を基盤とし、適切な資料や事例を整え、生徒が主体的に進路を選択することができるよう指導法の改善に努める。
- ・ 幼・小・中・高等学校及び保護者、地域社会、関係諸機関との連携を図り、発達段階に応じたキャリア教育の推進に努める。

8 国際理解教育

国際化が一層進展している社会においては、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくかという主体性を一層強く意識することが必要である。

初等中等教育段階において、全ての子供たちが、「異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力」、「自らの国の伝統・文化に根ざした自己の確立」、「自らの考えや意見を自ら発信し、具体的に行動することのできる態度・能力」を身に付けることを基盤として、国際社会

において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成することをねらいとする。

9 環境教育

環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境との関わりについての総合的な理解と認識の上にたつて、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成する。

- ・ 学校における環境教育は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等と相互の関連を図りながら教育活動全体を通じて行うものとする。
- ・ 幼児児童生徒の発達段階や地域の自然・社会環境の実態に応じた指導の工夫を行い、環境の改善や保全、創造に主体的に働き掛ける態度や、参加のための行動力の育成を図る。

10 情報教育

- ・ 児童生徒が知識基盤社会に適切に対応できるよう、情報活用能力の育成を図る。
- ・ ICTの活用による個に応じた指導を行うことにより、児童生徒の思考力、判断力、表現力の育成を図る。
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークを活用した教育活動を通して、児童生徒の情報モラルの育成を図る。

11 学校図書館教育

- ・ 学校図書館教育について、教職員の共通理解を図り、読書活動の全体計画・年間指導計画を作成し、積極的・計画的な図書館利用を進める。
- ・ 児童生徒の発達段階や学習内容を考慮し、必要な図書や資料の整備など学校図書館機能の充実に努め、教育活動の効果的な展開を図る。
- ・ 原則2中学校区に1名の学校司書を配置し、担当する小・中学校を定期的・計画的に巡回する。
- ・ 図書ボランティアの知識・技能や実践力の向上を図り、児童・生徒の読書活動を一層推進する。

12 文化芸術活動の充実

➤ 文化の祭典

学校における文化芸術活動の成果を発表する「文化の祭典」を開催することにより、国際平和文化

第2章 学校教育

都市にふさわしい文化芸術活動を振興し、児童生徒の健全育成を図る。

【平成31年度 実施状況】

① 小学校の部

開催日：令和元年12月7日（土）～12月19日（木）

場 所：広島文化学園HBGホール、JMSアステールプラザ、西区民文化センター

内 容：授業等の成果の公開

② 中学校の部

開催日：令和元年10月26日（土）～11月10日（日）

場 所：JMSアステールプラザ、中央公民館

内 容：各部活動や授業等の成果の公開

③ 高等学校の部

開催日：令和2年1月8日（水）～1月12日（日）

場 所：西区民文化センター

内 容：各部活動や授業等の成果の公開

➤ 小学校文化活動助成

本市の文化活動の活性化と質的向上を図るため、中国地区以上の区域を単位とする大会に、学校教育の一環として参加する文化部に補助金の交付を行う。

➤ 中学校文化活動助成

本市の文化活動の活性化と質的向上を図るため、中国地区以上の区域を単位とする大会に、学校教育の一環として参加する文化部に補助金の交付を行う。

➤ 部活動指導員配置促進事業

部活動の質的な向上及び部活動を担当する教員の負担軽減を図るため、中学校の運動部に、専門性が高く、学校教育に関する理解を有している部活動指導員を配置する。

13 道徳教育

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

- ・ 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行い、「特別の教科 道徳」をはじめとして各教科、特別活動及

び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導に努める。

- ・ 教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮する。

第2章 学校教育

- ・ 校長を中心とした全教師の指導・協力体制を確立するとともに、道德教育の目標と学校教育目標との関連の明確化を図り、あわせて道德教育の全体計画及び「特別の教科 道德」の年間指導計画の工夫改善に努める。

14 人権教育

児童生徒の発達段階に応じながら、それぞれの学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を進め、互いの人権を尊重し、「共に生きる社会」の形成に向けて行動する児童生徒を育成する。

その際、人権尊重の精神の育成、学力の向上をめざした基礎・基本の習得、自尊感情の育成の三点を重視し、以下により指導の充実を図る。

また、人権教育を進めるに当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保することにも留意する。

- ・ 人権教育の指導内容や方法等の改善及び研修や相談体制の充実を図る。
- ・ ボランティア活動や自然とふれあう活動、高齢者や障害者等との交流活動などの多様な体験活動の機会の充実を図る。

15 平和教育

ヒロシマの被爆体験を原点として、生命の尊さと一人一人の人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する。

- ・ 本市が、人類として最初に原爆の惨禍を体験した事実を学びつつ被爆都市であるという意味を認識させ、ヒロシマの使命と責務を自覚させるとともに、平和を希求する心情と意欲を養う。
- ・ 生命の尊さと人間の尊厳を理解させ、人間尊重の精神を日常生活の中に生かし、進んで平和的な国際社会に貢献するための基盤としての道徳性を養う。
- ・ 基本的人権と社会生活についての理解や認識を深め、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な資質を養う。
- ・ 望ましい集団活動を通して、連帯意識を深め、他の成員と協力して平和的な国際社会を実現していく自主的、実践的な態度を養う。
- ・ 世界平和を実現し人類の福祉を増進するためには、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの重要性を認識させ、国際理解を深め、国際協調の精神を養う。
- ・ 各種の資料を活用し、戦争や原爆についての科学的な理解を深め、公正な判断力を培うとともに、学習した内容を適切に表現し、進んで世界平和の実現に貢献しようとする能力と態度を養う。

II 学校保健・体育

1 体育・スポーツ活動の充実

(1) 各種講習会・研修会の開催

➤ 体力づくり講演会

- ① 実施時期 令和2年1月28日（火）
- ② 開催場所 広島市西区地域福祉センター
- ③ 対象 小・中・高・中等教育・特別支援学校教員
- ④ 目的 学校における体力向上の取組の充実向上を図る。

(2) 記録会、体育大会等の開催

➤ 第59回 広島市小学校児童水泳記録会

- ① 開催日 令和元年8月3日（土）
- ② 開催会場 総合屋内プール（ひろしんビッグウェーブ）
- ③ 対象 市内の小学校5・6年生
- ④ 内容 水泳競技（10種目）の記録会
- ⑤ 参加人数 962人

➤ 第55回 広島市小学校児童陸上記録会

- ① 開催日 令和元年10月26日（土）
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島
- ③ 対象 市内の小学校5・6年生
- ④ 内容 陸上競技（8種目）の記録会
- ⑤ 参加人数 1,010人

➤ 平成31年度 広島市中学校選手権大会

- ① 開催期間 平成31年4月13日（土）～令和元年6月22日（土）
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の生徒
- ④ 内容 陸上競技ほか14種目の競技会

➤ 第67回 広島市中学校総合体育大会

- ① 開催期間 令和元年6月22日（土）～9月1日（日）
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の生徒
- ④ 内容 陸上競技ほか14種目の競技会

第2章 学校教育

➤ 平成31年度 広島市中学校新人体育大会

- ① 開催期間 令和元年9月14日（土）～令和2年1月18日（土）
- ② 開催場所 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対 象 市内の中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部の1・2年生
- ④ 内 容 陸上競技ほか14種目の競技会

➤ 第34回 広島市立高等学校総合体育大会

- ① 開催期間 令和元年7月27日（土）～8月21日（水）
- ② 開催会場 エディオンスタジアム広島ほか
- ③ 対 象 市立高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の生徒
- ④ 内 容 陸上競技ほか10種目の競技

(3) 運動部活動の充実

➤ 部活動指導員配置促進事業

部活動の質的な向上及び部活動を担当する教員の負担軽減を図るため、中学校の文化部等に、専門性が高く、学校教育に関する理解を有している部活動指導員を配置する。

➤ 高等学校運動部活動指導者招へい事業

- ① 目 的
市立高等学校の運動部活動に対し、専門的技術指導力を備えた指導者を招へいすることにより、技術力の向上を促進するとともに運動部活動の活性化を図る。
- ② 内 容
1人当たり年間70時間を限度として、各校全日制課程に1人の指導者を派遣する。

(4) 野外活動の充実

- ① 基本方針
野外活動は、教育課程上、学校行事に位置付けられる教育活動であり、実施に当たっては、学習指導要領にのっとり、自然や文化に親しむなど望ましい体験を積むことができるようにする。
- ② 実施学年
原則として小学校は5年生、中・高等学校は1年生
- ③ 日 数
3泊4日以内

(5) 体育科・保健体育科の授業の充実

➤ D○スポーツ指導者招へい事業

- ① 目 的
小学校・中学校・高等学校・特別支援学校にプロのスポーツ選手や競技経験者等を招き、運動やスポーツに興味・関心を持たせる直接指導を受けることにより体力の向上や競技力の向上を図り、生涯にわたって運動を実践していくための基礎を培う。

② 対象

市立小学校、市立中学校、広島特別支援学校小学部
沼田高等学校・普通科体育コース

③ 招へい数

小学校（90校）

沼田高等学校・普通科体育コース 年間105時間（3時間程度1回）

④ 指導者

プロのスポーツ選手や競技経験者

2 保健・安全教育の充実

(1) 各種研修会の開催

➤ 学校保健研修会

【講演】「学校における感染症の対応について」

講師：国立感染症研究所 感染症疫学センター 第三室 室長 多屋 馨子

① 開催日 令和2年1月21日（火）

② 開催場所 市役所2階講堂

③ 対象 市立学校の養護教諭、幼稚園の保健担当者

➤ 救急処置に係る研修会

【講演】「広島市の救急と応急手当について」

講師：広島市消防局警防部救急課救急教育担当課長 中田 徹

【報告】「広島市の学校管理下における救急搬送事案について」

担当：健康教育課 大庭 浩一 指導主事

① 開催日 令和元年7月18日（木）

② 開催場所 市役所2階講堂

③ 対象 市立学校の養護教諭、幼稚園の保健担当者

➤ 養護教諭研修

【講演・演習】「児童生徒の現代的な健康課題への対応」

講師：びわこ学院大学教育福祉学部子ども学科 教授 岩崎 信子

① 開催日 令和元年9月20日（金）

② 開催場所 市役所2階講堂

③ 対象 市立学校の養護教諭

➤ 新規採用養護教諭研修

新任養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を習得させる。

第2章 学校教育

- ① 実施時期 実施計画に基づいて平成31年度中に実施（校内15回、校外15回）
- ② 開催場所 教育センター ほか
- ③ 対 象 市立学校の新規採用養護教諭

➤ 中堅養護教諭資質向上研修

養護教諭等として在職期間が10年に達した者に対して、個々の能力、適性等に応じて研修を実施し、養護教諭としての専門的知識・技術を高めるとともに、その資質の向上を図る。

- ① 実施時期 実施計画に基づいて平成31年度中に実施（校内3日間、校外10日間）
- ② 開催場所 市教育センター ほか
- ③ 対 象 養護教諭等として在職期間が10年に達した者

➤ 子どもの安全に係る研修

【講演】「防災気象情報とその利用」

講師：広島市地方気象台 統括予報官 大谷 修一

「平成30年7月豪雨災害における対応について」

講師：広島市立深川小学校 校長 原 義喜

広島市立矢野小学校 校長 廣本 典子

- ① 開催日 令和元年5月31日（金）
- ② 開催場所 広島平和記念資料館 東館 地下1階 メモリアルホール
- ③ 対 象 市立小・中・高等学校長、幼稚園長、広島特別支援学校校長

➤ 防災教育の充実を図るための教職員研修

【講演】「経験したことのない大雨、その時どうする？」

講師：広島地方気象台 職員

- ① 開催日 令和元年7月29日（月）
- ② 開催場所 中区地域福祉センター 大会議室
- ③ 対 象 市立高等学校及び広島特別支援学校高等部の教職員（安全担当者）

【講演】「防災教育のねらいと展開」

講師：豊後大野市立緒方小学校 校長 高山 浩昭

- ① 開催日 令和元年7月31日（水）
- ② 開催場所 まちづくり市民交流プラザ 研修室ABC
- ③ 対 象 市立小学校及び広島特別支援学校小学部の教職員（安全担当者）

【講演】「幼稚園でできる防災教育」

講師：三原赤十字病院 事務部長 脇谷 孔一

- ① 開催日 令和元年8月2日（金）
- ② 開催場所 広島市教育センター3階 第9研修室
- ③ 対 象 市立幼稚園の教職員（安全担当者）

【講演】「中学校における防災教育のねらいと展開」

講師：豊後大野市立緒方中学校 教諭 西森 理香

- ① 開催日 令和元年8月8日（木）
- ② 開催場所 まちづくり市民交流プラザ 研修室ABC
- ③ 対象 市立中学校及び広島特別支援学校中等部の教職員（安全担当者）

(2) 保健・安全対策の充実

➤ 学校安全

各学校で、年間の学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全に関する安全管理、安全教育、組織活動）を作成し、組織的、計画的に学校安全活動を実施している。

➤ 学校保健

各学校で、児童生徒や教職員の健康の保持増進を図ることを目的として、年間の学校保健計画（保健管理、保健教育、組織活動等）を作成し、組織的、計画的に学校保健活動を実施している。

➤ 保健・安全教育

各学校で、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう、教科及び特別活動などにおいて、歯・口の健康づくり、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、安全教育などを計画的に実施している。

(3) 安全点検、環境衛生検査等の徹底

➤ 安全点検

各学校で、広島市立学校安全点検実施要領に基づき、学校の施設、設備の安全点検を行うことにより、安全管理の徹底に努めている。

➤ 学校環境衛生検査

各学校では、学校保健安全法及び「学校環境衛生管理マニュアル（平成30年度改訂版）」（文部科学省）に基づき、学校薬剤師の協力のもと、環境衛生検査を実施し、学校の環境衛生の保持に努めている。

Ⅲ 学校給食

(1) 学校給食の意義・役割

① 意義（学校給食法第1条）

児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

② 目標（学校給食法第2条）

- ・ 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- ・ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- ・ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- ・ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- ・ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- ・ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- ・ 食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導く。

(2) 学校給食の実施状況

小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校の計 207 校において、次のいずれかの方式により完全給食を実施している。

※ 完全給食：給食内容がパン又は米飯、ミルク及びおかずの給食

① 自校調理方式（小学校 118 校、中学校 8 校、特別支援学校 1 校）

学校の調理施設において調理した給食を、児童生徒全員に提供する方式
（隣接する学校の調理施設において調理する親子方式の学校を含む。）

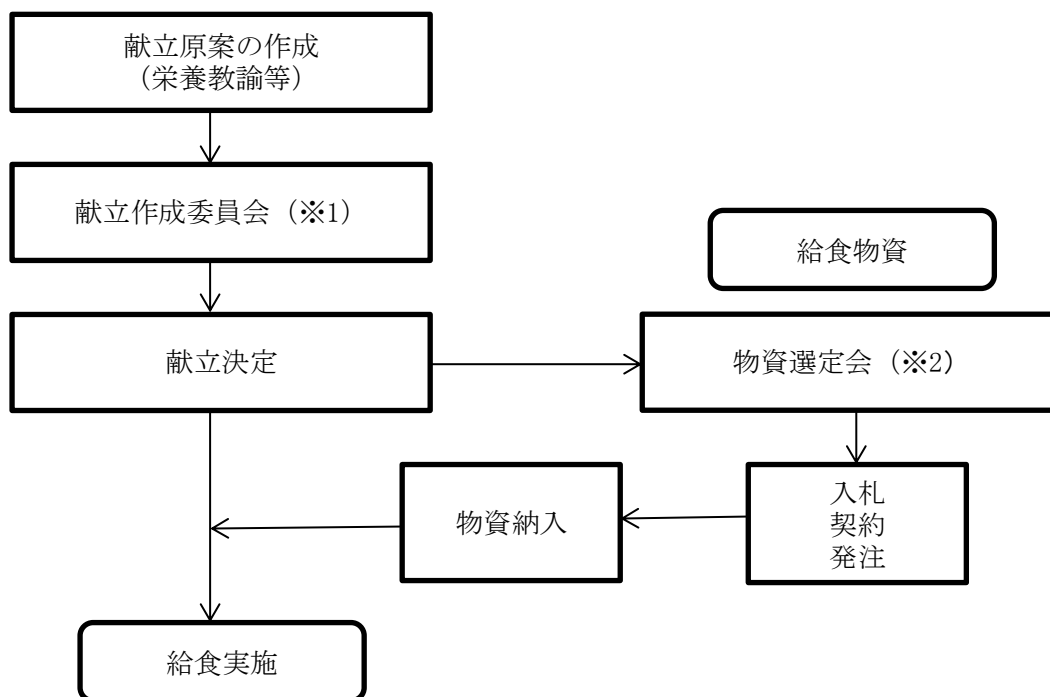
② センター方式（小学校 24 校、中学校 13 校）

地域の学校給食センターで複数校分をまとめて調理した給食を、各学校に配送して児童生徒全員に提供する方式

③ 民間調理委託（デリバリー給食）方式（中学校 42 校、中等教育学校 1 校）

民間調理施設で調理し各学校に配送する、主食と副食を1人分ずつランチボックスに入れた給食の提供を、家からの持参弁当と選択する方式

(3) 学校給食が実施されるまで



※1 献立作成委員会

自校調理方式、センター調理方式、民間調理委託（デリバリー給食）方式の各方式別に設置した委員会を年3回ずつ開催し、栄養教諭等が作成した献立原案を、栄養価、衛生面、調理作業面などから審査し、学校給食の献立として決定している。

様々な視点から審査するため、学校長、給食担当教諭、栄養教諭・学校栄養職員、給食調理員、学校給食センター職員、調理委託業者、PTA役員、一般財団法人広島市学校給食会職員で委員会を構成している。

※2 物資選定会

一般財団法人広島市学校給食会では、毎月物資選定会を開催し、事前に適正な業者として登録を受けた納入業者から提出された品物を、「学校給食用食品の規格・品質表」に合致しているか審査している。

(4) 学校給食費

学校給食にかかる経費のうち、本市が調理に伴う人件費や光熱水費、施設整備費、食器などの消耗品費等を負担し、残る食材料費を学校給食費として保護者の負担としている。

【平成31年度の1食当たりの学校給食費（保護者負担費用）】

小学校・特別支援学校小学部 250円

中学校・中等教育学校前期課程・特別支援学校中学部・特別支援学校高等部 300円

IV 学校の管理運営

1 学校の休業日、授業料・受講料、聴講料、入学者選抜料、入園料・入学料

(1) 休業日

① 各学校共通（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）

- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 日曜日及び土曜日
- ・ 教育委員会が特にその必要を認め臨時に休業と定める日

② その他の休業日

区 分	学年始休業日	夏季休業日	冬季休業日	学年末休業日	その他
幼 稚 園	4月1日～ 4月7日	7月20日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	園長が必要と認める日
小 学 校 中 学 校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月26日～ 3月31日	—
高 等 学 校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	校長が必要と認める日
中等教育学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月26日～ 3月31日	
特別支援学校	4月1日～ 4月5日	7月21日～ 8月31日	12月24日～ 翌年1月6日	3月21日～ 3月31日	

※ 教育上必要があると各園長・校長が認める場合、その他特別の事情があるときは、休業日を変更することがある。

(2) 授業料・受講料

① 幼稚園（令和元年9月まで）

月額：0～8,800円（園児の属する世帯の市町村民税所得割額等により決定）

② 高等学校（保護者全員の住民税所得割額（合算）が507,000円以上の場合等に徴収）

- ・ 全日制の課程

月額：9,900円

- ・ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校（定時制の課程）

月額：530～2,500円（履修単位数により異なる）

- ・ 広島みらい創生高等学校

平日登校コース 1単位につき：1,740円

通信教育コース 1単位につき：330円

③ 中等教育学校の後期課程

月額：9,900円

(3) 聴講料

高等学校の定時制の課程等の特定の科目を聴講する場合に徴収

第2章 学校教育

- ・ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校（定時制の課程） 1単位につき 1,500円
- ・ 広島みらい創生高等学校 平日登校コース 1単位につき 1,740円
通信教育コース 1単位につき 330円

(4) 入学者選抜料

① 高等学校

- ・ 全日制の課程 2,200円
- ・ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校（定時制の課程） 950円
- ・ 広島みらい創生高等学校 950円

② 中等教育学校 2,200円

(5) 入園料・入学料

① 幼稚園（令和元年9月まで） 5,650円

② 高等学校

- ・ 全日制の課程 5,650円
- ・ 大手町商業高等学校及び広島工業高等学校（定時制の課程） 2,000円
- ・ 広島みらい創生高等学校 1,100円

③ 中等教育学校の後期課程 5,650円

2 指定学校変更許可基準

学年の中途に転居の予定がある場合など、以下の「指定学校変更許可基準」に該当する場合は、指定された小・中学校の変更を許可する。

- ・ おおむね6か月以内に転居が決まっているため、あらかじめ転居予定地の指定学校への通学を希望する場合
- ・ 学年の始業の日以降に転居し、年度末まで従前の学校への通学を希望する場合
- ・ 下校後保護者が勤務等の関係で不在のため、保護者に代わって児童を保護する者（保護責任者）がいる学区の小学校への通学を希望する場合
- ・ 指定学校に特別支援学級が未設置のため、近隣の設置校へ通学する場合
- ・ 院内学級（※1）設置病院へ入院し、院内学級への入級が適当な場合
（※1）院内学級：一部の病院内に設置された入院中の小・中学生のための学級
- ・ 指定学校変更許可区域（※2）に居住している者で、小学校又は中学校へ新入学又は転入学の際に、許可学校への通学を希望する場合
（※2）指定学校変更許可区域：学区の境界付近で町内会活動などの理由から設けられた一部の地域
- ・ いじめ、不登校又は身体的理由等やむをえない事情があるために教育上の配慮が必要で、指定学校以外への通学が適当な場合
- ・ 「いきいき体験オープンスクール」の決定を受けて、筒瀬小学校、似島小学校又は似島中学校へ通学する場合

V 就学の援助・奨励

1 就学援助

経済的な理由によって就学に支障を来すことのないよう、児童・生徒の保護者に対して、学校に必要な学用品などの経費について援助する。

平成22年度からは、市立の小・中学校の児童生徒に加え、国・県・私立の小・中学校の児童生徒も対象としている。

【就学援助の受給者数等】

区 分		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(予算)
受給者数	広島市立	27,240人	26,956人	25,796人	25,441人
	国立・県立・私立	390人	397人	403人	448人
	合 計	27,630人	27,353人	26,199人	25,889人
受給率	広島市立	28.8%	28.5%	27.3%	26.9%
	国立・県立・私立	5.7%	5.9%	6.0%	6.6%
	合 計	27.3%	27.0%	25.9%	25.6%
支給額	広島市立	20億463万4千円	21億9,310万4千円	20億5,477万5千円	20億8,907万7千円
	国立・県立・私立	1,888万6千円	2,300万2千円	1,881万5千円	2,548万8千円
	合 計	20億2,352万円	22億1,610万6千円	20億7,359万円	21億1,456万5千円

2 私立幼稚園就園奨励費

幼稚園教育の振興を図るため、市内に居住する幼児を私立幼稚園へ通園させている保護者に、各幼稚園を通じて、保育料・入園料に対する助成を行う。(令和元年9月まで)

【私立幼稚園就園奨励費の決算額等】

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(予算)
決 算 額	14億7,361万9千円	13億9,334万5千円	13億3,238万9千円	6億1,493万2千円
(国庫補助額)	(4億4,905万円)	4億3,938万1千円	(4億4,077万7千円)	(2億377万2千円)
対 象 人 数	11,850人	10,931人	10,276人	9,425人

VI 私立学校への助成

私立学校の果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校の教育条件の維持・向上や保護者負担の軽減等、私立学校の振興などを目的として、以下のような助成を行っている。

(1) 私立中学校

- ① 対象校 11校
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費

(2) 私立高等学校

- ① 対象校 21校
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費
 - ・部活動の全国、中国大会への出場における生徒引率旅費、指導者招へいに要する経費及び指導教員の研修に係る経費

(3) 私立幼稚園

- ① 対象園 90園
- ② 対象経費
 - ・教材教具の購入等に要する経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費
 - ・日本私立学校振興・共済事業団等からの施設整備資金借入金の利子の支払に要する経費
 - ・私立幼稚園就園奨励費の交付にかかる事務費

(4) 外国人学校

- ① 対象校 1校
- ② 対象経費
 - ・教職員の研修事業に要する経費